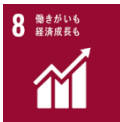




中小企業で
働くお父さん！



男性の育児休業取得を支援します！ 育パパサポート奨励金

市内の中小企業に勤務する男性従業員が育児休業を取得したのち職場復帰した場合、

奨励金 5万円 (注1) を支給します！

支給対象者

- ① 郡山市に本社又は事業所を置く中小企業（注2）に勤務していること
- ② 市内に住所を有していること
- ③ 子の出生予定日以降または、出生後8週間以内に育児休業の取得を開始したこと
(この期間内に1日でも育児休業を開始すれば残りの日が8週間を過ぎても構いません。)
- ④ 取得した育児休業が、その出生した子に対して連続する5日以上（所定労働日4日以上を含む。）であること
- ⑤ 育児休業からの職場復帰後1か月以上勤務したこと
- ⑥ 雇用保険の被保険者として雇用されていること ⑦ 市税の滞納がないこと

提出書類

- ① 「雇用保険被保険者証」の写し
- ② 育児休業に係る就業規則などの写し
- ③ 「育児休業決定通知」など育児休業期間の確認ができるもの
- ④ 出勤簿の写しなど、復帰後1か月働いたことがわかるもの
- ⑤ 育パパサポート奨励金支給申請書（第1号様式）
- ⑥ 育パパサポート奨励金支給対象者職場復帰証明書（第2号様式）
- ⑦ 同意書（第3号様式）

第1～第3号様式は
郡山市ウェブサイトから
ダウンロードしてください



申請書提出期限

育児休業から職場復帰後1か月を経過した日から3か月以内
産業雇用政策課宛て郵送または持参にてご提出ください。

注1…支給対象となる育児休業に係る同一の子につき1回までとします。

注2…「資本金の額または出資の総額」「常時雇用する労働者」のいずれかについて、右表に該当する事業主。なお、個人事業主や医療法人など資本金や出資金の概念がない場合は、労働者数のみで判断します。

区分	資本金の額 または出資の総額	常時雇用する 労働者数
小売業 (飲食店含む)	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

【お問合せ】郡山市産業観光部 産業雇用政策課（西庁舎4階）

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23-7 TEL 024-924-2251 FAX 024-925-4225